

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「関係会社がそれぞれの市場に最適な組織体制・事業戦略で運営され、グループ全体の総合力を活かした経営を目指す」というものであります。その上で当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に経営上の重要な課題の一つとして位置付け、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化、企業価値の最大化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アイソプラ	1,453,000	64.93
先端技術研究投資事業組合	70,999	3.17
中野 孝一	64,100	2.86
伊藤 満	40,100	1.79
楽天証券株式会社	32,800	1.47
松浦 行子	15,200	0.68
SMBC日興証券株式会社	10,900	0.49
伊藤 好一	10,700	0.48
松井証券株式会社	9,300	0.42
濱千代 尋一	8,900	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無 更新	株式会社アイソプラ、株式会社E-BONDホールディングス（非上場）
------------------------	-----------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

更新

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と株式会社アイソブラは、当社株券に対する公開買付けおよび資本業務提携を行いました。この公開買付けおよび資本業務提携の詳細につきましては、2017年11月17日付「アイソブラによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携のお知らせ」その他の当社の過去の開示資料をご参照ください。この資本業務提携並びに公開買付けを経て、2018年3月31日時点において株式会社アイソブラは当社議決権の66.38%を所有する当社の親会社であり筆頭株主となっております。

なお、株式会社アイソブラは株式会社E-BONDホールディングスの100%子会社であるため、株式会社E-BONDホールディングスもまた当社の親会社に該当します。また、当社と株式会社E-BONDホールディングスも2018年2月2日付当社開示資料「株式会社E-BONDホールディングスとの業務提携に関するお知らせ」のとおり業務提携を行っております。

当社は親会社と緊密な協力関係を保ちながら事業を展開する方針ですが、当社の事業活動を行う上での同社からの制約はなく、独自の経営判断を妨げるものではないため、一定の独立性が確保されていると考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 絵梨子	弁護士											
赤羽根 秀宜	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 絵梨子	○	——	過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、M&Aやコーポレートガバナンス等に精通し、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、さらに金融庁への出向等の多岐にわたる経験をしており、その専門的見地から当社の経営執行の監督を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行うのに適任であることを判断したため。
赤羽根 秀宜	○	——	調剤薬局事業の経営に精通し、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査状況について監査結果の報告会で、説明を受けるほか、必要に応じて会計監査人との情報交換をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 雅浩	弁護士													
川島 渉	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 雅浩	○	――	弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かし、職務を適切に遂行することができるものと判断したため。
川島 渉		――	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かし、職務を適切に遂行できるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

新株予約権方式(平成20年6月27日定時株主総会決議)70,000株
新株予約権方式(平成27年6月26日定時株主総会決議)800,000株

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役

該当項目に関する補足説明

役員退職慰労金制度の代替の一部として、付与しております。
業績向上に対する意欲を持ち、士気を高めるため付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、有価証券報告書において開示されております。
有価証券報告書は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」に提出しており、以下のURLをご参照ください。
<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフは置いておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会は10名の取締役(提出日現在)によって構成され、うち2名を社外取締役とし、取締役会規程で定められた事項の審議と決議及び報告を行っております。3ヶ月以内に1回の取締役会を開催し、取締役会決議事項の審議、関係会社管理規程に定められた事項の審議を行い、その他経営課題への取り組みに際しては、日々変化する環境に迅速に対処するため緊密な連絡・会議を持ち、機動的な経営を行う体制を整えております。また、当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役によって構成され、うち2名を社外監査役とし、会社の経営について公正な監査を行う体制にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、監査役制度を採用し、監査役による取締役会に出席し意見を述べるなどとおして、取締役の職務遂行を監査する体制としております。これにより、経営の健全性の確保、効率性の向上を図ることにより、コーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。監査役設置会社を採用する理由については、監査役会を構成する3名のうち、2名が社外監査役で、1名は独立役員にも指名されており、客観的な見地から経営監視が可能であります。当社の事業規模、業態等に鑑み、上記コーポレートガバナンスの体制の概要に記載した体制を維持することにより、当社の経営上の適正性、公正性は十分に担保されるものと考えており、コーポレートガバナンス体制は有効に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(短信)、その他の適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

a 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業理念において「ソフィアグループは、たえずお客様のニーズを先取りし、先進的なITサービスによる新しい価値の創造を通して、社会貢献する事を目指します。」と定め、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。その精神を代表取締役が繰り返し役員に伝えることによって、法令遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底する。取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規程、職務権限規程その他の社内規程を整備する。内部監査室は、各部門の業務が法令及び定款並びに社内規程に適合して行われていることを監査において確認する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

c 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は3ヶ月以内に1回開催し、進捗状況をレビューして改善を促し、必要に応じて目標修正を行う。これらの体制により全社的な業務の効率性を確保する。

d 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の意思決定は、取締役会で決議する。法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社経営管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。なお、係る基本方針を更に推し進めた結果、社内外に当社及びグループ各社からの内部通報受付窓口を設け、法令または行動規範に違反する行為に対し、従業員が直接通報、相談できるようにするとともに、違反行為の是正を行うものとする。また、子会社に対しては重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織を管理部より適宜選任する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。ただし、監査役より与えられた命令を実行するにあたり、従業員の本来業務に支障が生じると判断される場合は、取締役と監査役の協議により解決する。当該使用人は、監査役職務補助者業務を遂行するにあたり取締役の命令を受けないものとし、その任免、専任・兼任の別、異動、人事考課、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を要することとし、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告書、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。

i 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応することとする。なお、この点に関しては、平成23年3月18日条例第54号東京都暴力団排除条例の公布及び同年10月1日の同条例の施行を受け、一層の強化、実質化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力への対応については、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応するよう努めます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

